

銀行業界初の農業参入 金融業と農業の両立をどう図る? 三井住友銀行の新戦略

財界

ZAIKAI
a Japanese business biweekly

環境激変 英国のEU離脱、円高、株安局面へ—
日本再生も正念場、この時期、
経団連の役割とは何か?

本誌主幹
村田 博文

「1位か2位しか生きられない」
セブン-イレブン追撃へ
ファミリーマート
上田準二の執念

夏季第2特大号
2016 7/19

◎インタビュー
経団連会長
榎原 定征
富士重工業社長
吉永 泰之
クレディセゾン社長
林野 宏

表紙の人
小松ストアー社長
小坂 敬
相好 貢田 駿



先行き不安の中での経営のカジ取りは〈規制緩和と法制度の関係〉

オーナーA氏から受けた一本の電話は、居住用に貸借したテナントが最近はやりの海外の民泊仲介業者に登録して民泊のために又貸しているらしく、その部屋らしい場所に外国人が出入りしているようだ、どうすればいいか、との相談でした。

私は、まずA氏の貸した一室

が民泊に使用されている実態を確認の上、民泊は承諾しないのでやめるように警告すること、用法違反や無断転貸により貸借契約を解除できることを助言しました。それが、私が民泊について問題意識をもった発端でした。

民泊とは、住宅を活用した宿泊サービスのことで、昨年の日本観光立国志向や空き家問題への対策ニーズ、そしてここ数年の外国人旅行者の急増への対応には、ホテル・旅館の不足が指摘されている中、恰好の解決手段として、経済界で注視されています。海外の民泊仲介業者Airbnbは、空き室を短期

となるため、従来の旅館業法上でみられる簡易宿所の許可制を敷き、かつ管理事業者を設けさせて家主に代わって責任をとらせていく、という方向が出されました。

しかし、同年5月19日の規制

改革会議の答申を経て6月2日

の閣議決定では、家主居住型で

は、宿泊の年間提供日数を設

定し、そつと「一定の要件」の

外部不経済への対応措置、マン

ション管理規約や賃貸借契約へ

の違反の不存在の確認などの義

務を課し、住宅地域での民泊の実施を認める方向となりました

(建築基準法の規制も一部解除さ

れることになります)。

他方、家主不在型では、宿泊の年間提供日数を180日以下の適切な日数を設

定するなど、民泊の年間提供日数

を180日以下に定めた「一定の要件」の

適用は、宿泊の年間提供日数

を180日以下に定めた「一定の要件」の

適用は、宿泊の年間提供日数